

広報啓発活動の実施状況

- 法律の施行日である平成13年10月13日、全国の新聞（一般新聞76紙）の記事下全7段にわたり法律内容周知のための広告を掲載（内閣府）。
- 平成13年10月13日以降、雑誌（一般誌6誌、女性誌6誌）に、法律内容周知のための広告（カラー1ページ）を掲載（内閣府）。
- 平成13年11月12日から25日の2週間にかけて「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、配偶者暴力防止法の周知や相談窓口に関する情報の提供などに重点を置いた取組を実施した（男女共同参画推進本部）。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。約400人の参加者を得て、配偶者暴力防止法に関連する基調講演やパネルディスカッションを行った（内閣府）。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、各都道府県警察において、配偶者暴力防止法広報用リーフレットの作成・配布、各種会合における配偶者からの暴力事案への警察の対応についての講話等を実施（警察庁）。